

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者説明資料

- ・ 特別支援学校小学部 入学
- ・ 特別支援学級 入級
- ・ 通級指導教室 通級 に向けて



佐賀市役所保育幼稚園課・佐賀市教育委員会学校教育課

佐賀市では、来年度就学を迎えられるお子さんの保護者の方で、「学習面や人との関わりの方面で心配」「身体面で心配なことがある」等、お子さんの就学について疑問や不安をお持ちの方に向け、就学までの見通しを持っていただけるようにと資料を作成しました。(ダイジェスト版)

この資料では、次の内容を説明しています。

1 「就学先の紹介・就学手続き」

- ① 特別支援学校
- ② 特別支援学級
- ③ 通級指導教室

年長児の就学先(学びの場)

佐賀市立小学校

特別支援学級(6種類)

- 知的障害学級
- 自閉症・情緒障害学級
- 病弱・身体虚弱学級
- 肢体不自由学級
- 難聴学級
- 弱視学級

※入級する児童がいれば設置
※入級には佐賀市教育支援委員会の意見書が必要

通常の学級

通級指導教室(ことば・まなび)

※ことば(勤興小、高木瀬小、東与賀小)
まなび(勤興小、北川園小、鍋島小、春日小、高木瀬小)

※佐賀市教育支援委員会の意見書が必要

佐賀県立特別支援学校小学部

- 盲学校(視覚障害)
- ろう学校(聴覚障害)
- 大和特別支援学校(知的障害)
- 金立特別支援学校(肢体不自由)
- 中原特別支援学校(病弱)

※障がいの程度が比較的重い児童を対象とした、より専門的な教育の場
・ 定員なし
・ 入学には佐賀市教育支援委員会の意見書が必要

佐賀大学教育学部附属 特別支援学校小学部

(知的障害)

※障がいの程度が比較的重い児童を対象とした、より専門的な教育の場
・ 定員あり
・ 選考(適正検査等)により入学者決定

年長児の就学先は、特別支援学校小学部、佐賀市立小学校の特別支援学級、佐賀市立小学校の通常の学級の3つです。

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い児童を対象として、より専門的な教育を行う学校です。佐賀市の年長児が就学できる特別支援学校は、5つの県立特別支援学校と佐賀大学教育学部附属特別支援学校です。県立特別支援学校はそれぞれ障がい種別に設置されており、入学者の定員はありません。

佐賀大学教育学部附属特別支援学校は、知的障害の特別支援学校です。定員が決まっており、適正検査等の選考により入学者が決定されます。

佐賀市立小学校には、通常の学級と特別支援学級があります。特別支援学級は6種類あり、入級する児童生徒がいる場合に設置されています。また、小学校の通常の学級に在籍し、週に2時間程度通級する「通級指導教室」があります。

特別支援学級に入級したり、通級指導教室へ通級したりするためには、佐賀市教育支援委員会での判断(意見書)が必要です。

(※佐賀大学教育学部附属特別支援学校には意見書は必要ありません。)

就学先(学びの場)の特徴

1 一学級の人数および指導支援の量と専門性の高さ

学校および学級	1学級の人数(定数)および担任等	一人一人の児童の状況に応じた個別支援の量および専門性の高さ
特別支援学校(小学部)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は6人(定数) ※障がい種ごとに学級編制 ※人数は3人 ※担任は一人 ※学習内容によっては、学年全体(複数体制)で指導・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の児童の状況に応じた個別の指導支援がより細やかで一人あたりの支援の量がより多い それぞれの障がい種における教育の専門性がより高い
特別支援学級(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は8人(定数) ※障がい種ごとに学級編制 ※複数の学年の児童で学級編制する場合もある ※担任は一人 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の児童の状況に応じた個別指導の工夫 少ない人数での学習 ※一人の児童に常時1対1で指導支援することは難しい
通常の学級(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は35人(定数) 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉指導における授業の工夫、個別支援の工夫 教室環境づくりの工夫

3つの就学先のそれぞれの学びの場の特徴です。

通常の1学級の人数は35人。特別支援学級は障がい種ごとに学級が編制され、1学級の人数は8人です。

特別支援学校の1学級の人数は6人。2つ以上の障がい種が重なる場合は3人で1学級が編成されます。

通常の学級より特別支援学級、特別支援学級より特別支援学校と一人一人の児童の状況に応じた個別支援の量はより多く、専門性もより高くなります。

ただし、どの学校・学級においても担任は一人です。複数の児童を指導支援しますので、一人の児童に常時1対1で指導支援することは難しいです。

就学先(学びの場)の特徴

2 教育内容(教育目標、学習内容)

① 特別支援学校

知的障がいの特別支援学校 大和特別支援学校 附属特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容(教育目標・学習内容)は、生活場面に即した、より基礎的・基本的内容の繰り返し学習や体験的な学習 ※小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とは違う ※小学校とはちがう知的障がいの特別支援学校用の教科書(☆本)を使用
知的障がいではない特別支援学校 盲学校、ろう学校 金立特別支援学校 中原特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容(教育目標・学習内容)は、小学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容) ※小学校と同じ教科書を使用 ※知的障がいを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習

② 特別支援学級

知的障害学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害特別支援学級は、児童の状況に応じて特別な学習内容を学習することができる ・同学年の学習内容(スモールステップで繰り返し学習) ・下学年の学習内容 ・知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容
知的障がいではない特別支援学級 自閉用・情緒障害学級 肢体不自由学級 難聴学級 弱視学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障がいではない特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習する ※知的発達の遅れを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習

就学先(学びの場)の教育内容(教育目標、学習内容)は次のとおりです。

まず、知的障害特別支援学校の教育内容(教育目標・学習内容)は、小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とは違い、より基礎的・基本的内容を生活場面に即しながら繰り返し学習します。児童が使用する教科書も小学校で使用する教科書とはちがう教科書を使用します。

知的障がいではない特別支援学校では、小学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容)で、小学校と同じ教科書を使用して学習します。ただし、知的障がいを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習します。

特別支援学級においても、知的障害学級では、児童の状況に応じて、下学年の学習内容や知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容等、同学年の学習内容に加えて特別な学習内容を学習することができます。

知的障がいではない特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習します。児童が使用する教科書も同学年の教科書を使用します。ただ、知的な発達の遅れを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習します。

① 特別支援学校小学部の紹介

障がい種	学校名	対象となる児童生徒の障がいの程度
視覚障害	盲学校	・両眼の視力がおおむね0.3未満または視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等を使っても通常の文字や図形の認識が著しく困難な程度
聴覚障害	ろう学校	・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話し声を聞こえることが著しく困難な程度
知的障害	大和特別支援学校	・知的発達遅れの遅れが大きく、他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻りに援助が必要な程度 ・知的発達遅れの遅れが見られ、社会生活への適応が著しく困難な程度
肢体不自由	金立特別支援学校	・補装具によっても歩行、筆記、学習に必要な姿勢の保持等、日常生活における基本的な動作が困難な程度または常時の医学的観察指導が必要な程度
病弱	中原特別支援学校	・慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患および神経疾患、悪性新生物その他の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度 ・身体虚弱の状態が継続して、生活規制を必要とする程度

特別支援学校は、それぞれ障がい種が決まっています。佐賀市の児童生徒が入学できる県立特別支援学校は、この5つの特別支援学校です。

特別支援学校の特徴・学級の人数(定数)

1 学校の特徴

特別支援学校
障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として、より専門的な教育を行い、小学部・中学部・高等部が設置されていて、児童生徒の社会参加や自立に向けた系統的教育が行われる。(盲学校・ろう学校は幼稚部も併設)

2 学級の人数(定数) (小・中学部)

特別支援学校	特別支援学級
6人 (障がい重なる場合は3人)	8人 (障害種ごとに編制)

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い児童を対象として、より専門的な教育を行う学校です。特別支援学校には、小学部・中学部・高等部があり、児童生徒の社会参加や自立に向けた系統的教育が行われます。特別支援学校の小学部と中学部は、6名で1学級が編成されます。2つ以上の障害が重なる場合は3名で1クラスが編成されます。

県立特別支援学校は、定員がありませんので、在籍人数が7名になると2クラスになります。

特別支援学校における学習(小学部)

知的障がいの特別支援学校では、小学校の教育内容とはちがう、知的障害の程度に応じた3つの段階の目標に基づく特別な教育内容による教育活動
使用する教科書も小学校とはちがう教科書

各教科等や自立活動を合わせた指導の時間
・日常生活の指導
・生活単元学習
・遊びの指導

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

知的障害特別支援学校	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱の特別支援学校
生活 <small>※小学校の生活とは内容がちがう</small>	国語
国語	社会
算数	算数
	理科
	生活
音楽	音楽
図画工作	図画工作
	家庭
体育	体育
	外国語/外国語活動
特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動

知的障がいではない特別支援学校では、小学校の通常学級の教育内容に準じた教育活動

児童の障がいの状態や特性および心身の発達段階に配慮された学習内容、学習方法

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

特別支援学校小学部の学習内容について説明します。

これは、特別支援学校小学部における学習内容(教科等)を示したものです。左の列が知的障害特別支援学校の学習内容(教科等)です。右の列が知的障がいのない特別支援学校の学習内容(教科等)です。

知的障害特別支援学校で学ぶ児童は、同一学年でも個人差が大きく、知的な発達状況や学習状況が異なるという実態があります。そのため、小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とはちがう、知的障がいの程度に応じた教育活動が行われています。使用する教科書も小学校とは違う教科書を使用します。

さらに、知的障害特別支援学校では、学校生活を基盤とし、学習や生活の流れに即して経験の中で学んでいく方が効果的であることから、「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導」

として各教科等を合わせて授業を行うことが可能とされています。

知的障害特別支援学校ではない特別支援学校では、小学校の通常学級の教育内容に準じた教育活動が行われます。

また、児童の障がいによる学習や生活の困難を改善・克服し、自立を図るために、すべての特別支援学校小学部の教育内容には教科等の学習に加えて、自立活動の時間が位置づけられています。

これは、知的障害特別支援学校の校時の例です。知的障害特別支援学校では、知的障がいのある児童生徒に対する特別な教育課程に基づく教科等の学習を短い時間を区切りにした時間割になっています。

また、各教科等の目標や内容を合わせた「生活単元学習」「日常生活の指導」「遊びの指導」も時間割に位置づけられています。

知的障害特別支援学校小学部における学習

知的障害特別支援学校小学部の校時刻

	月～金
8：50～ 9：30	日常生活の指導
9：40～ 9：55	教科（国語・算数）・自立活動
10：10～11：30	生活単元学習
11：35～12：05	給食
12：15～12：35	教科（国語・算数）・自立活動
13：05～13：30	教科（国語・算数）・自立活動
13：35～14：25	教科（音楽・図工・体育）
14：25～15：00	日常生活の指導

（大和特別支援学校小学部学校見学資料より）

知的障がいではない特別支援学校小学部における学習

肢体不自由特別支援学校 I 課程の時間割例

（I 課程…小学校に準ずる教育課程）

	月	火	水	木	金
1	算数	国語	算数	国語	国語
2	国語	算数	国語	算数	生活
3	生活	道徳	図画工作	国語	生活
4	国語	国語	国語	自立活動	音楽
5	自立活動	体育	自立活動	特別活動	自立活動
下校 14：20					

（金立特別支援学校小学部学校見学資料より）

これは、知的障がいではない特別支援学校小学部の時間割の例です。ここでは、肢体不自由特別支援学校小学部 I 年生の時間割を例に挙げています。知的障がいがない児童生徒が学ぶ I 課程では、小学校に準じる教育内容で学習を行います。小学校の教科等に加えて、小学部 I 課程では週に4時間、中学部 I 課程では週に3時間、重度障がい学級である II 課程および重複障がい学級である III 課程の場合は、それぞれ異なる時間数の自立活動が設定されています。

特別支援学校小学部への就学に向けた手続き

県立特別支援学校転入学相談【8月下旬～10月】

- 期 日
 - ・ 8月下旬～10月（各特別支援学校が設定する日）
- 場 所
 - ・ 各県立特別支援学校
- 参加者
 - ・ 年長児本人、保護者、園の先生
- 注意事項
 - ・ 県立特別支援学校への就学を希望される場合は、必ず転入学相談を受けることが必要
- 申込先
 - ・ 年長児は、園を通じて保育幼稚園課へ申込み
 - ※在宅の未就学児は、直接保育幼稚園課へ申込み

県立特別支援学校への就学には、「佐賀市教育支援委員会の審議による意見書発行」に加えて、「県立特別支援学校転入学相談」を受けることが必要です。

「県立特別支援学校転入学相談」を受けたら必ず特別支援学校へ入学しないといけないということはないですが、特別支援学校へ入学するのは、必ず転入学相談を受けておくことが必要です。

② 小学校特別支援学級の紹介

学級名（障がい種）	入級対象となる児童生徒の状況
知的障害学級	知的発達に遅れがあり、学習内容の理解や他人との意思疎通に困難が見られ、身辺処理等の日常生活に一部支援が必要で社会生活（他人との適切なかわり、集団生活におけるルールに沿った行動等）への適応に困難がある児童生徒 ※知能検査結果が必要
自閉症・情緒障害学級	自閉症または選択性かん黙等の情緒障がいの診断をもち、他人との意思疎通および対人関係の形成に困難が見られ、自閉症や情緒障がいの特性による社会生活への適応に困難がある児童生徒 ※医師の診断書が必要
肢体不自由学級	補装具によっても歩行や筆記等、日常生活における基本的な動作に困難があり、日常生活において一部支援が必要な児童生徒 ※医師の診断書が必要
病弱・身体虚弱学級	医師の診断に基づき、持続的に医療または生活の管理を必要としたり、身体虚弱の状態にあり、持続的に生活の管理を必要とする児童生徒 ※医師の診断書が必要
難聴学級	補聴器等の使用によっても通常の話し声を聞き取ることが困難で、通常の学級の一斉指導では学習内容の理解が困難な児童生徒 ※医師の診断書（検査報告書）が必要
弱視学級	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難で、通常の学級の一斉指導では学習内容の理解が困難な児童生徒 ※医師の診断書（検査報告書）が必要

特別支援学級は障がい種ごとに設置します。現在、佐賀市立の小中学校には、これら6種類の特別支援学級を設置しています。ただし、どの小中学校にも6種類の特別支援学級すべてが設置されているわけではなく、入級する児童生徒がいる小中学校に必要な種類の特別支援学級が設置されています。

児童生徒の中には、知的発達に遅れがあり、自閉症の診断を持っているというように、複数の特別支援学級の入級対象の状況の児童生徒もいると思います。そのような場合は、保護者の意向を参考にした上で佐賀市教育支援委員会による審議判断に基づき、児童生徒の状況に最もふさわしい障がい種の特別支援学級を決定します。

特別支援学級は、少人数という学習環境の中で、児童生徒の特性に応じた指導の手立てを工夫し、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導・支援を行う学級です。障がい種によって6種類の学級があり、障がい種ごとに特別支援学級が編制されます。

学級の人数（定数）は、通常の学級がクラス35人であるのに対し、特別支援学級は8人で、少人数での学びが可能となります。特別支援学級は定数が8人ですので、入級する児童生徒が9人になると、2学級になります。

特別支援学級の特徴

1 特別支援学級の特徴

少人数という学習環境の中、児童生徒の特性（状況）に応じた指導の手立てを工夫し、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導・支援を行う学級

2 学級の人数（定数）（小学校・中学校）

通常の学級	特別支援学級
35人	8人 (障がい種ごとに編制)

特別支援学級在籍児童の学びの場

特別支援学級在籍の児童は、**2つの学級（学びの場）**で学校生活をおくります

特別支援学級
(在籍学級)

通常の学級
(交流学級)

- ・在籍学級は特別支援学級。担任は在籍する特別支援学級の先生。
- ・学習は、特別支援学級で少人数という学習環境の中で、児童の状況に応じた学習内容や学習方法で学習する。
- ・交流学級（通常の学級）の一斉指導で適応できる教科は交流学級で学習する。給食やそうじ等も交流学級で活動できるようであれば交流学級で過ごす。
- ・一人一人の児童の状況に応じた時間割が作成される。

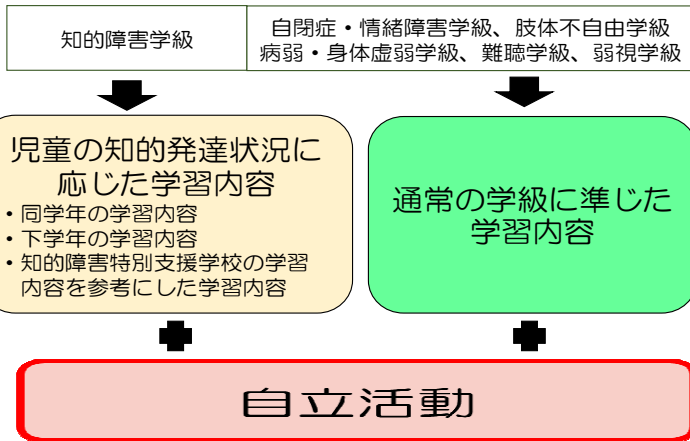
特別支援学級に入級した場合は、特別支援学級に在籍することになり、担任の先生は特別支援学級の担任の先生です。そして、特別支援学級に在籍する児童には通常の学級を交流学級と設定されます。

特別支援学級では、少人数という学習環境の中で、一人一人の状況に応じた学習内容や工夫した指導方法による学習を進めます。

個々の状況や適応性に応じて、通常学級の一人として学習活動や教科または給食や掃除等にも参加し、友達と協力する力や社会性を培うために交流学級で過ごします。

つまり、特別支援学級に在籍する児童は、特別支援学級と交流学級の2つの学級を使って学校生活を送ります。どの教科をどちらの学級で学習するかは、入学後、学校と保護者の方と相談した上で決定します。そして、一人一人の状況に応じた時間割が作成されます。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)



特別支援学級の教育内容は大きく2つに分けることができます。

まず、知的障害学級では、一人一人の児童の知的発達状況に応じた内容(同学年あるいは下学年の学習内容、知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容)で学習を進めます。

知的障害学級ではない特別支援学級では、同学年の内容を同学年の教科書を使って、通常の学級に準じた内容で学習を進めます。

知的発達に遅れがある児童には、知的発達状況に応じた内容で学習を進めます。

特別支援学級では教科の学習に加えて自立活動という学習を行います。この自立活動は、通常の学級にはない特別支援学級だけの学習です。

知的障害学級では、通常の学級と同じ教科等の学習内容に加え、知的発達に配慮した特別な教育課程による教科等の学習が認められています。特別な教育課程の一つは、下学年の学習内容を学習することができる点です。

さらに、児童の知的発達の状況によっては、知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容を学習することができる点です。この場合は、「日常生活の指導」や「生活単元学習」「遊びの指導」など、児童の生活に密着した題材を取り入れながら、いくつかの教科を組み合わせた学習を進めていくことも可能です。

知的障害特別支援学校の教科等の学習内容を参考にした学習内容を学習する場合は、知的障害特別支援学校で使用している教科書(☆本)や一般本を使用して学習することもできます。

知的障がいではない特別支援学級(自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、弱視学級、難聴学級)の学習内容は、基本的に同学年の学習目標・学習内容に準じた各教科等と自立活動で構成されます。教科書も同学年の教科書を使用して学習を進めます。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～知的障害学級～(小学校1年生の場合)

- 通常の学級に準じた教科等
- 特別な教育課程による教科等
- ☆下学年の学習内容
- ☆知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容



自立活動

国語
算数
生活
音楽
図画工作
体育
特別の教科 道徳
特別活動

知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容の場合のみ、教科等の目標や内容を合わせた指導を行うことが可能【教科等を合わせた指導】

- ・日常生活の指導
- ・生活単元学習
- ・遊びの指導

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～知的障害学級ではない特別支援学級～ (小学校1年生の場合)

【基本的には通常の学級に準じた学習内容】

- ※同学年の教科書を使用
- ※児童の状況に合わせた学習内容(下学年の内容等)を学習することもできる



自立活動

国語
算数
生活
音楽
図画工作
体育
特別の教科 道徳
特別活動

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

自立活動

一人一人の児童生徒が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動

自立活動の内容

①健康の保持	②心理的な安定
③人間関係の形成	④環境の把握
⑤身体の動き	⑥コミュニケーション

6つの区分の中から、各自に必要な内容を選び、関連づけて指導内容を設定する。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～自閉症・情緒障害学級在籍児童(小学1年生)の時間割例～

	月	火	水	木	金
1	国語	道徳	国語	算数	国語
2	算数	自立活動	生活	国語	算数
3	体育	算数	図画工作	体育	生活
4	音楽	国語	図画工作	学級活動	生活
5	書写	体育	音楽	国語	国語

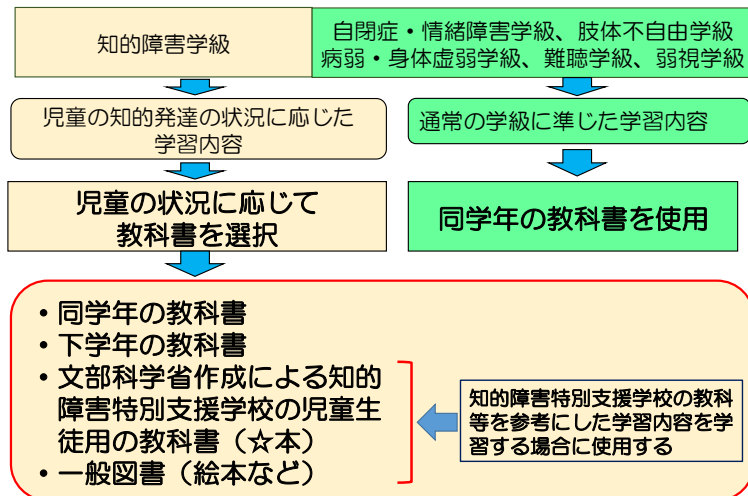
※ □ は、特別支援学級での学習

～特別支援学級での学習～

- ・国語(文章を書くことに対する苦手意識があるため)
- ・算数(本児の学びのリズムに合わせた学習を進めるため)
- ・音楽(音に対する感覚過敏があるため)
- ・自立活動(コミュニケーションについて学ぶ)

☆この他、学習内容によっては随時特別支援学級での学習を行う。

特別支援学級在籍児童が使用する教科書



「自立活動」とは、特別支援学級に在籍する一人ひとりの児童が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動です。

「自立活動」の内容は、基本的な行動を行うために必要な要素と障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を6つの区分に分類・整理し、6つの区分の中の項目から、一人一人の児童について、必要な項目を選び、関連づけた上で「自立活動」の内容を設定しています。

これは、自閉症・情緒障害学級に在籍する小学校1年生の時間割例です。この児童は、基本的にはどの教科も1年生の内容を学習します。ただ、文章を書くことへの苦手意識があり、音への感覚過敏ももっています。また、集中する時間が長続きしないという特性があります。そこで、本児は国語と算数と音楽を特別支援学級で本児の状況に応じた学び方で学習しています。このほか、学校行事の時期などは、状況に応じて随時、特別支援学級での学習を行っています。

特別支援学級に在籍する児童が使用する教科書について説明します。

知的障害学級に在籍する児童は、児童の知的発達の状況に応じて学習内容を設定しますので、使用する教科書も同学年の教科書のほか、下学年の教科書を使用することができます。さらに、知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容を学習する児童は、知的障害特別支援学校が使用する文部科学省により特別に作成された☆本と呼ばれる教科書や絵本などの一般図書の中から教科書を選んで使用することができます。

知的障害学級ではない特別支援学級に在籍する児童は、基本的にどの教科も同学年の学習内容を学習しますので、使用する教科書も同学年の教科書を使用します。

③ 通級指導教室について

通級指導教室は、通常の学級に在籍する児童で学習面や生活面において**特定の困り感**をもつ児童が、週に1～2時間程度、通級指導教室設置校へ通級し指導を受ける
「困り感」は学研の登録商標です

言語通級指導教室
(ことばの通級)

- ・勸興小学校
- ・高木瀬小学校
- ・東与賀小学校

LD/ADHD等
通級指導教室
(まなびの通級)

- ・勸興小学校 ・北川副小学校
- ・春日小学校 ・鍋島小学校
- ・高木瀬小学校
- ・成章中学校(城南中) ・大和中学校

・通級指導教室設置校(他校)への通級は、保護者の送迎が必要

通級指導教室は、通常の学級に在籍する児童で学習面や生活面で特定の困り感をもつ児童が、週に1～2時間程度、通級指導教室設置校へ通級し指導を受ける教室です。

通級指導教室には、言語通級指導教室(通称 ことばの通級)とLD/ADHD等通級指導教室(通称 まなびの通級)の2種類があります。令和6年度の通級指導教室設置校は、言語通級指導教室(ことばの通級)が勸興小、高木瀬小、東与賀小の3校です。LD/ADHD等通級指導教室(まなびの通級)が勸興小、北川副小、春日小、鍋島小、高木瀬小です。

通学している小学校から他校に設置されている通級指導教室へ通級する場合は、保護者の送迎が必要です。

④ 特別支援学校入学・特別支援学級入級・通級指導教室通級への手続きについて

園や学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんにとって最もふさわしい**就学先(学びの場)**を総合的に判断します

意見書

※特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室への就学には、**佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書発行が必要**

特別支援学校へ入学、特別支援学級へ入級、通級指導教室へ通級するには、児童の状況について佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく**意見書発行が必要**です。

佐賀市教育支援委員会とは、支援を必要とする児童の状況にとって最もふさわしい学びの場はどこなのかを**審議、判断する機関**です。

佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成されています。一人一人の児童について最も適正と考えられる学びの場を専門的な立場から総合的に判断します。そして、**児童の状況に応じた最も適正だと考えられる就学先(学びの場)を意見書**という形で示されます。

佐賀市教育支援委員会の審議に必要な検査報告書や診断書

障害種	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・情緒障害	肢体	病弱	ことば	まなび
知能検査報告書 (田中ビネー・WISC等)			○	○			○	○
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、計画的に早めの準備をお願いします

相談機関・医療機関一覧【別紙資料4】

佐賀市教育支援委員会での審議には、**検査結果や診断書等**が必要です。

知能検査報告書につきましては、児童の最新の状況を知るため、**おおむね1年以内に実施したもの**をお願いしています。準備する書類によっては時間がかかるものもあります。計画的に早めに準備をお願いします。

相談機関や医療機関の一覧は【**別紙資料4**】に掲載していますので、参考にしてください。

お問い合わせ・ご相談先

就学に関する問い合わせや相談

- 未就学児
佐賀市役所 保育幼稚園課 幼保支援係
【1階59～62番窓口】（電話 40-7290）
- 小学生
佐賀市教育委員会 学校教育課 特別支援教育係
【佐賀市役所大財別館 3階】（電話 40-7374）

障がい者手帳や放課後ディサービス等、佐賀市の障がい者福祉サービスに関する問い合わせや相談

- 佐賀市役所 障がい福祉課 発達支援室
【1階63番窓口】（電話 40-7248）

今後、就学に関するお問い合わせやご相談は、それぞれの園や小学校、または、保育幼稚園課や学校教育課へご連絡ください。

佐賀市では、日常生活の支援などいろいろな障がい者福祉サービスを受けることができます。
【別紙資料5】「障がい者手帳について」をご覧ください。「放課後等ディサービス」に関すること等については「障がい福祉課」へ直接お問い合わせください。